

令和5年2月定例会議条例案件一覧表（追加分）

No.	部 等 名	案 件 名	担 当 課	備 考
1	総務部	滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案	人事課	
		【概要】知事、教育委員会、人事委員会および病院事業の事務部局ならびに教育機関における事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、令和5年度におけるそれぞれの部局の定数を改定するものです。		
2	健康医療福祉部	滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	障害福祉課	○
		【概要】児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うものです。		
3		滋賀県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案	障害福祉課	○
		【概要】児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うものです。		
4		滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	子ども・青少年局	○
		【概要】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うものです。		
5	教育委員会	滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案	教職員課	
		【概要】市町立学校の標準学級数の増減等に伴い、令和5年度における県費負担教職員の定数を改定するものです。		
6	警察本部	滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例案	警務課	
		【概要】本県の地方警察職員たる警察官の定員を改めるとともに、職員の定年の段階的な引上げによる各年度に退職する者の数の増減にかかわらず、採用する警察官の数の平準化を図るため、当分の間、警察官の定員は、本則に定める警察官の定員に知事が必要と認める員数を加えた員数とするものです。		

※ 備考欄に○が付いている案件については、県政経営幹事会議において、議論が尽くされたものとし、経営会議での担当部局からの案件説明を省略する。